

- 令和3年度より、高次脳機能障がい児支援について検討している。
- 児支援充実のためには、学校・教員の理解が不可欠であるため、「高次脳機能障がい」という障がいがあること、既に周囲にもいるかもしれないことを知って頂くきっかけになるように、教員を対象として啓発を行いたい。

1. スケジュール

時期	内容
令和3年度	啓発内容・方法の調整
令和5年度	高次脳機能障がいの概要が分かるリーフレット等を作成
令和6年度～	リーフレット等を府内の学校に周知

※新規事業を順次展開するため、本取組みは、令和5年度からの実施とする。

2. 内容

- 高次脳機能障がいについて初めて知る方でも分かりやすいよう、原因、症状、実数、相談窓口等の概要を理解できるようなもの。
- 子どもに高次脳機能障がいの疑いがある場合や、児童・保護者からの相談があった場合の対応が学べるようにする。
- 高次脳機能障がいのある子どもの学校生活に関する内容が分かるもの。

3. 実施方法

- 教員の方が気軽に確認しやすいリーフレットを作成の上、府内の学校に周知を行う。

4. その他

- 発達障がいとの類似点及び相違点に関する項目も盛り込む。

- ・ 高次脳機能障がいのある子どもは、リハビリテーションと学業との両立や、進級進学、友人関係について等、大人とは異なる困りごとを抱えることが多い。
- ・ 十分な情報を得たり、同じ境遇の方の話を聞いたりする機会が少なく、孤立するケースもある。
- ・ 情報を入手したり、思いや体験談を共有したりすることができる機会を提供する。

1. スケジュール

時期	内容
令和3年度	実施内容・方法の検討
令和6年度～	年に1回実施

※新規事業を順次展開するため、本取組みは、令和6年度からの実施とする。

2. 対象

高次脳機能障がいのある子ども(概ね20歳以下)の家族

※開催を継続する中で、15歳以下かどうかや、学生かどうか等により細分化していくことも検討可能。

※小児期の外傷によって高次脳機能障がいのある大人については、対象外。

3. 実施方法

高次脳機能障がいの基礎知識や、家族としての関わり方のアドバイス等のセミナーを行うとともに、家族同士の座談会を実施。

4. その他

一般的に広報するとともに、支援拠点に相談があった方にはお声がけする等して周知。